

# 福岡県公報

令和2年5月29日  
第106号

## 目次

### 告示 (461-474号)

○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ……………	1
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ……………	2
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ……………	2
○福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務の委託 (児童家庭課) ……………	2
○保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) ……………	2
○保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) ……………	3
○介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定 (介護保険課) ……………	3
○介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の事務所の変更の届出 (介護保険課) ……………	3
○ふるさと寄附金指定代理納付者の指定 (税務課) ……………	3
○ふるさと寄附金指定代理納付者の指定 (税務課) ……………	4
○ふるさと寄附金指定代理納付者の指定 (税務課) ……………	4
○ふるさと寄附金収納事務の委託 (税務課) ……………	4
○ふるさと寄附金指定代理納付者の指定 (税務課) ……………	5
○ふるさと寄附金収納事務の委託 (税務課) ……………	5
<b>公 告</b>	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	5
○落札者等の公示 (総務事務厚生課) ……………	6
○令和2年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験の実施 (高齢者地域包括ケア推進課) ……………	6

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	7
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	7
○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ……………	8
○落札者等の公示 (県民情報広報課) ……………	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ……………	9
○落札者等の公示 (特別支援教育課) ……………	9
○落札者等の公示 (特別支援教育課) ……………	10
○落札者等の公示 (特別支援教育課) ……………	10
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (生活衛生課) ……………	11
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (生活衛生課) ……………	11
○宅地建物取引業者の業務の停止 (建築指導課) ……………	11

### 公安委員会

○狩猟及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習) の開催 (警察本部生活保安課) ……………	11
○狩猟及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習) の開催 (警察本部生活保安課) ……………	12
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) ……………	12
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (警察本部交通部交通企画課) ……………	13

## 告 示

### 福岡県告示第461号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和2年5月29日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所  
朝倉市秋月野鳥字大休834の18、834の19 (以上2筆国有林)
- 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

**福岡県告示第462号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年5月29日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

田川市大字位登1176の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び田川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第463号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年5月29日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

築上郡上毛町大字西友枝2689、2692の1

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

**福岡県告示第464号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年5月29日

福岡県知事 小川 洋

1 委託先 ニッテレ債権回収株式会社

2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号

3 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

**福岡県告示第465号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年5月29日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

糟屋郡須恵町大字佐谷字中島1617、字梅ヶ浦1742

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中島1617・字梅ヶ浦1742

（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第466号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年5月29日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林の所在場所  
豊前市大字中川底185、186（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字中川底185・186（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第467号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人を指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の6第1号の規定により次のように公示する。

令和2年5月29日

福岡県知事 小川 洋

事務所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	指 定 年 月 日	受託事務の種類	居宅サービス等の提供の有無
介護認定調査センター 福岡市早良区飯倉二丁目17-10	サンクPLUS合同会社 福岡市早良区飯倉二丁目17-10	杵島 芳弘 昭和36年1月3日 福岡市早良区飯倉二丁目17-10 社長	令和2年5月20日	要介護認定調査事務	無

#### 福岡県告示第468号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の3第1項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人から変更の届出があったので、同令第11条の6第2号の規定により次のように公示する。

令和2年5月29日

福岡県知事 小川 洋

事務所の所在地の変更

事務所の名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
株式会社アール・ツーエス	福岡市博多区元町1-6-16高倉ビル2階	福岡市南区井尻4-2-1関ビル1F	令和2年4月1日

#### 福岡県告示第469号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の

5の規定により告示する。

令和2年5月29日

福岡県知事 小川 洋

1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

九州カード株式会社

(2) 所在地

福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号

2 指定した日

令和2年3月31日

3 指定期間

令和2年3月31日

4 対象となる歳入

ふるさと寄附金

**福岡県告示第470号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の5の規定により告示する。

令和2年5月29日

福岡県知事 小川 洋

1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

九州カード株式会社

(2) 所在地

福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号

2 指定した日

令和2年4月1日

3 指定期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

4 対象となる歳入

ふるさと寄附金

**福岡県告示第471号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の5の規定により告示する。

令和2年5月29日

福岡県知事 小川 洋

1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

株式会社トラストバンク

(2) 所在地

東京都目黒区青葉台三丁目6番28号

2 指定した日

令和2年4月1日

3 指定期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

4 対象となる歳入

ふるさと寄附金

**福岡県告示第472号**

ふるさと寄附金の収納事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年5月29日

福岡県知事 小川 洋

1 委託する事務

ふるさと寄附金（コンビニエンスストア、ネットバンキング及びATM（ペイジー含む。）において納付されるものに限る。）

2 委託の相手方の名称及び所在地

(1) 名称

株式会社トラストバンク

(2) 所在地

東京都目黒区青葉台三丁目6番28号

3 委託した日

令和2年4月1日

4 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

福岡県告示第473号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の5の規定により告示する。

令和2年5月29日

福岡県知事 小川 洋

1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

株式会社F F Gカード

(2) 所在地

福岡市西区姪浜駅南一丁目7番1号

2 指定した日

令和2年4月1日

3 指定期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

4 対象となる歳入

ふるさと寄附金

福岡県告示第474号

ふるさと寄附金の収納事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年5月29日

福岡県知事 小川 洋

1 委託する事務

ふるさと寄附金（コンビニエンスストアにおいて納付されるものに限る。）

2 委託の相手方の名称及び所在地

(1) 名称

株式会社エフレジ

(2) 所在地

大阪府大阪市北区大深町4番20号

グランフロント大阪タワーA

3 委託した日

令和2年4月1日

4 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年5月29日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市宮田一丁目328番、410番1、410番2、411番1、2134番及び2439番10並びに自由ヶ丘六丁目6番8、6番10及び389番53から389番55まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
 福岡市博多区博多駅前三丁目7番35号 博多ハイテックビル505  
 VILL合同会社  
 代表 石田 真士

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年5月29日

福岡県知事 小 川 洋

1 契約に係る特定役務の名称

福岡県財務会計システム運用保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

令和2年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社KCC

(2) 住所

福岡市博多区店屋町1番35号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

55,550,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条1 (b) (iii) 及び (c) (i) に該当

**公告**

令和2年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験を次のように実施する。

令和2年5月29日

福岡県知事 小 川 洋

1 受験資格

試験は、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」（平成18年5月22日老発第0522001号厚生労働省老健局長通知）の別添介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱3に定める者が、受験することができる。

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験の方法により実施する。

(2) 試験の期日、開始時間及び場所

会場は確定ではない。変更となる場合は、別に公表する。

期 日	開始時間	場 所（予定）
令和2年10月11日 （日曜日）	午前10時00分	北九州市八幡東区平野一丁目6番1号 九州国際大学
		福岡市城南区七隈八丁目19番1号 福岡大学

(3) 試験の内容及び問題数

試験の内容及び問題数は次のとおりとし、その他詳細については、別に公表する。

区 分	問題数
介護支援分野	25問

保健医療福祉サービス分野	保健医療サービス分野に関する基礎知識及び技能に関すること	20問
	福祉サービスに関する基礎知識及び技能に関すること。	15問
合 計		60問

## (4) 試験時間

120分（点字受験者180分、弱視等受験者156分）とする。

## 3 受験手続及び受付期間

## (1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類及び写真（申込み前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4センチメートル、横3センチメートルのもの）並びに受験手数料9,700円を添えて、郵便（簡易書留に限る。）で公益社団法人福岡県介護支援専門員協会（郵便番号812-0016 福岡市博多区博多駅南二丁目9番30号。以下「介護支援専門員協会」という。）へ提出すること。

(ア) 実務経験証明書

(イ) 受験資格のあることを証明する書類

イ 受験手数料9,700円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込み受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

## (2) 受付期間

受験申込みの受付期間は、令和2年6月4日（木曜日）から令和2年7月3日（金曜日）までとし、受付期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

## 4 合格者の発表

令和2年12月2日（水曜日）に受験者全員に対し、合否の通知を行う。

## 5 その他

試験を中止し、又は延期する場合は、福岡県及び（公社）福岡県介護支援専門員協会のホームページで公表する。

受験手続その他の問合せは、介護支援専門員協会（直通電話092-431-4590）に対して行うこと。郵便で申込要領の送付を希望する場合には、宛先及び郵便番号を明記

して250円切手を貼った返信用封筒（角型2号程度でA4判の用紙を折らずに入れられる大きさのもの）を必ず同封すること。

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年5月29日

福岡県知事 小川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

筑後市大字熊野字平藏免199番2、200番1、200番4、200番18から200番20まで、200番28から200番30まで及び201番41

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

久留米市国分町743-2

昭和建設株式会社

代表取締役 戸田 誠二

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年5月29日

福岡県知事 小川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉郡筑前町三並字来々町1501番1から1501番3まで、1502番1、1502番3及び1502番5から1502番8まで並びに字大園861番、862番2、862番5、862番7から862番11まで、863番1から863番3まで、864番1から864番6まで、865番から867番まで、868番1、868番2、868番4、868番5、869番1から869番6まで、870番1、870番2及び1499番3並びに畑嶋字山ノ口399番8、413番、415番、416番及び417番1

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

朝倉市甘木2014-1

福岡県朝倉県土整備事務所長

田尻 英樹

## 公告

五徳土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和2年5月29日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

氏名	住所
中川 正則	田川郡香春町大字香春2083番地
進 正己	田川郡香春町大字香春2004番地2
亀澤 昌治	田川郡香春町大字香春2807番地
原田 重信	田川郡香春町大字香春2590番地
宇津木 末廣	田川郡香春町大字香春2941番地
松田 直行	田川郡香春町大字香春2087番地2

## 2 退任監事

氏名	住所
進 忠利	田川郡香春町大字香春2558番地
若佐 孝夫	田川郡香春町大字香春2528番地
神崎 不二夫	田川郡香春町大字香春2302番地5

## 3 就任理事

氏名	住所
中川 正則	田川郡香春町大字香春2083番地
進 正己	田川郡香春町大字香春2004番地2
亀澤 昌治	田川郡香春町大字香春2807番地

原田 重信	田川郡香春町大字香春2590番地
宇津木 末廣	田川郡香春町大字香春2941番地
松田 直行	田川郡香春町大字香春2087番地2

## 4 就任監事

氏名	住所
進 忠利	田川郡香春町大字香春2558番地
若佐 孝夫	田川郡香春町大字香春2528番地
神崎 不二夫	田川郡香春町大字香春2302番地5

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年5月29日

福岡県知事 小川 洋

## 1 落札に係る物品の名称及び数量

令和2年度新聞定期広告「福岡県からのお知らせ」

朝日新聞・毎日新聞・読売新聞・西日本新聞 各6回

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

## (1) 部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

## (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

## 3 落札者を決定した日

令和2年3月26日

## 4 落札者の氏名及び住所

## (1) 氏名

株式会社読売広告西部

## (2) 住所



福岡市中央区赤坂一丁目16番5号

- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
36,168,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和2年2月14日

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年5月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 南風台ショッピングセンター
  - (2) 所在地 糸島市南風台三丁目169番1
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
  - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項  
・周辺道路の渋滞悪化が予測されるため、交通整理を徹底すること。
  - (2) 歩行者の通行の利便の確保等  
・歩行者の安全確保のため、交通整理を徹底すること。
  - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮  
・ごみの分別の徹底と減量に努めること。
  - (4) 騒音の発生に係る事項  
・騒音規制法を遵守すること。  
・法の規制を受けない騒音（荷捌き、走行音など）についても、近隣に配慮し苦情

を受けた場合は、誠実に対応すること。

- (5) 廃棄物に係る事項等  
・事業活動に伴って生じたごみは自らの責任で適正に処理すること。  
・ごみが散乱しないよう管理を徹底すること。
- (6) その他  
・F棟の建築にあたっては地区計画の届出を要する。  
・建築物の高さの最高限度は10m。

### 公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

令和2年5月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量  
福岡県立太宰府特別支援学校通学バス（二日市リフトコース）運行業務委託契約  
1件
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県立太宰府特別支援学校
  - (2) 所在地  
太宰府市大字大佐野557番地1
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和2年3月19日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
南福岡観光株式会社
  - (2) 住所  
福岡市博多区寿町二丁目4番25号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
1日単価 63,800円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条 1(C)に該当

**公告**

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

令和 2 年 5 月 29 日

福岡県知事 小 川 洋

1 契約に係る特定役務の名称及び数量

福岡県立田主丸特別支援学校通学バス（久留米コース）運行業務委託契約  
1 件

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称  
福岡県立田主丸特別支援学校
- (2) 所在地  
久留米市田主丸町石垣1190- 1

3 契約の相手方を決定した日

令和 2 年 3 月 26 日

4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名  
有限会社 トーソン
- (2) 住所  
久留米市梅満町886- 10

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

1 日単価 78,408円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条 1(C)に該当

**公告**

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

令和 2 年 5 月 29 日

福岡県知事 小 川 洋

1 契約に係る特定役務の名称及び数量

福岡県立田主丸特別支援学校通学バス（朝倉コース）運行業務委託契約  
1 件

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称  
福岡県立田主丸特別支援学校
- (2) 所在地  
久留米市田主丸町石垣1190- 1

3 契約の相手方を決定した日

令和 2 年 3 月 26 日

4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名  
有限会社 トーソン
- (2) 住所  
久留米市梅満町886- 10

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

1 日単価 97,706円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条 1(C)に該当

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（昭和54年福岡県規則第13号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療部生活衛生課に備え置きます。

令和2年5月29日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の規則改正は、福岡県動物の愛護及び管理に関する条例及び福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、当然必要とされる規定及び様式の整備を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和2年5月19日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県食品衛生法施行細則（平成4年福岡県規則第40号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部生活衛生課に備え置きます。

令和2年5月29日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の規則改正は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）及び福岡県食品衛生法施行条例等の一部を改正する等の条例（令和2年福岡県条例第14号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整備を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和2年5月19日

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定に基づき、令和2年4月22日付け（同年5月19日付け一部更正）で、次のとおり宅地建物取引業者に対する処分をしたので、同法第70条第1項の規定により、公告する。

令和2年5月29日

福岡県知事 小川 洋

免許番号	商号、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地	処分内容
福岡県知事(1)第18631号	株式会社自然 代表者 國廣 克幸 春日市大土居3-191	宅地建物取引業務の全部の停止（令和2年5月6日から同年8月3日までの90日間）

公安委員会

福岡県公安委員会告示第112号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和2年5月29日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和2年7月23日（木） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

**福岡県公安委員会告示第113号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和2年5月29日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

時 間	場 所	開催警察署
令和2年7月1日（水） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市小倉南区若園5丁目1番6号 小倉南警察署 会議室	小倉南警察署
令和2年7月6日（月） 午後1時30分～午後4時30分	柳川市三橋町今古賀53番地1 柳川警察署 会議室	柳川警察署
令和2年7月14日（火） 午後1時30分～午後4時30分	筑紫野市上古賀1丁目1番1号 筑紫野警察署 会議室	筑紫野警察署
令和2年7月29日（水） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署 会議室	中央警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

**福岡県公安委員会告示第114号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和2年5月29日

## 福岡県公安委員会

## 1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和 2 年 8 月 6 日 (木) 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	筑紫野市大字袖須原 223 番地 25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18 名

## 2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和 2 年 8 月 6 日 (木) 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	筑紫野市大字袖須原 223 番地 25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15 名

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の 1 か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料 12,700 円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

## 福岡県公安委員会告示第 115 号

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）について、次のとおり意見を募集する。

令和 2 年 5 月 29 日

福岡県公安委員会

## 1 意見募集期間

令和 2 年 5 月 19 日から同年 6 月 17 日まで

## 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ(<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>)に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課に備え置く。